

身体拘束適正化のためのマニュアル

株式会社ともに

多機能型児童療育支援事業所ともに

多機能型児童療育支援事業所なないろ

1、身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方

1、 法人としての理念

① 身体拘束の原則禁止

身体拘束は利用者の生活の自由を制限することで重大な影響を与える可能性があります。利用者一人ひとりの尊厳に基づき、安心・安全が確保されるように基本的な仕組みを作り、事業所を運営しますので、身体的・精神的に影響を招く恐れのある身体的拘束は、緊急やむを得ない場合を除き原則として実施しません。

② 身体拘束に該当する具体的な行為

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 椅子やベッドに身体を縛り付ける② 叩いたり引っ掻いたりしないように手に手袋やミトンをつける、押さえつける③ 衣服を脱がないよう鍵付きの服やつなぎなどを着用させる④ 室内に鍵をかけ閉じ込め隔離する⑤ 必要以上に向精神薬や睡眠薬などを投与し行動を制限する⑥ 行きたい場所ややりたいことがあるのに身体を抑えて行動を制限する |
|---|

③ 目指すべき目標

3要件(切迫性・非代替性・一時性)の全てに該当すると委員会において判断された場合、本人・ご家族への説明・確認を得て拘束を実施する場合がありますが、その場合も利用者様の態様や介護の見直し等により、拘束の解除に向けて取り組みます。

2、 本事業所としての方針

次の仕組みを通して身体拘束の必要性を除くよう務めます。

- ①利用者の理解と基本的な支援の向上により身体拘束のリスクを除きます。
利用者お一人お一人の特徴を日々の状況から十分に理解し、身体拘束を誘発するリスクを検討し、そのリスクを除くため対策を実施します。
- ②責任のある立場の職員が率先して事業者全体の資質向上に務めます。管理者が率先して施設内外の研修に参加するなど、事業所全体の知識・技能の水準が向上する仕組みを作ります。
- ③身体的拘束適正化のために利用者・ご家族話し合います。ご家族と利用者本人にとってより居心地のいい環境・ケアについて話し合い、身体的拘束を希望されても、そのまま受け入れるのではなく、対応を一緒に考えます。

2、身体的拘束等適正化のための体制

次の取り組みを継続的に実施し、身体的拘束適正化のため体制を維持・強化します。

1、身体的拘束適正化の検討を実施

虐待防止委員会及び身体拘束適正化委員会(以下、「委員会」とする)を設置し、身体的拘束適正化を目指すための取り組み等の確認・改善を検討します。過去に身体的拘束を実施していた利用者に係る状況の確認を含みます。委員会は1年に1回以上の頻度で開催します。特に、緊急やむを得ない理由から身体的拘束を実施している場合(実施を開始する場合を含む)には、身体的拘束の実施状況の確認や3要件を具体的に検討します。

2、委員会の構成員

- ①代表社員
- ②虐待防止責任者
- ③全職員

3、委員会における身体拘束適正化に関する検討項目について

- ①前回の振り返り
- ②3要件(切迫性・非代替性・一時性)の再確認
- ③(身体的拘束を行っている利用者がいる場合)
3要件の該当状況を個別具体的に検討し、併せて利用者への心身への弊害、拘束をしない場合のリスクを評価し拘束の解除に向けての検討
- ④(身体拘束を行っている利用者がいる場合)
3要件の該当状況、特に代替案検討
- ⑤(今後やむを得ず身体的拘束が必要であると判断した場合)
今後医師、家族等との意見調整の進め方を検討します。
- ⑥今後の予定(研修・次回委員会)

4、記録・周知

委員会での検討内容の記録様式を定め、これを適切に説明・保管するほか、委員会の結果について、従業員に周知徹底します。

3、身体的拘束等適正化のための研修

身体的拘束適正化のため従業者について、定期的な研修を実施します。研修実施にあたっては、実施者、実施日、実施場所、研修名、内容を記載した記録を作成します。

4、緊急やむを得ず身体的拘束を行わざるを得ない場合の対応

1、3要件の確認

切迫性	利用者本人又は他の利用者の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
非代替性	身体的拘束を行う以外に代替える支援方法がないこと
一時性	身体的拘束が一時的なものであること

2、要件合致確認

利用者の態様を踏まえ委員会が必要性を判断した場合、限定した範囲で身体的拘束を実施することとしますが、拘束の実施後も日々の態様等を参考にして委員会で定期的に再検討し解除へ向けて取り組みます。

3、記録等

緊急やむを得ず身体的拘束を行わざるを得ない場合、次の項目について具体的にご本人・ご家族等へ説明し書面で確認を得ます。

- ①拘束が必要となる理由(個別の状況)
- ②拘束の方法(場所、行為(部位・内容))
- ③拘束の時間帯及び時間
- ④特記すべき心身の状況
- ⑤拘束開始及び解除の予定(※特に解除予定を記載します。)

5、身体的拘束等に関する報告

緊急やむを得ない理由から身体的拘束を実施している場合には、身体的拘束の実施状況や利用者の日々の態様時間や状況ごとの動作や様子等を記録し、適正化委員会で拘束解除に向けた確認3要件の具体的な再検討を行います。

6、ご利用者等によるマニュアルおよび指針の閲覧

本事業所で使用するマニュアルに綴り、全ての職員が閲覧を可能とするほか、利用者やご家族が閲覧できるように施設への掲示や施設ホームページへ掲載します。